



秋田県公報

目次

規則
秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則(六二・医務薬事課)

規 則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十一月一日

秋田県知事 寺田典城

秋田県規則第六十二号

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則(昭和四十六年秋田県規則第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条の二中「年一・六パーセント」を「年一・三パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の秋田県公的医療機関等設備整備資金貸付規則第二条の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付けられる資金について適用し、同日前に貸し付けられた資金については、なお従前の例による。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
 株式会社 松原印刷社
 電話 (0862) 8766 F A X (0863) 0005
 E-mail: matsubara@matsubarainatsu.co.jp
 秋田市山王七丁目五番二十九号
 松原繁雄